

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

令和 7 年 8 月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が改正され、個人番号カードに「氏名の振り仮名」を記載事項として追加することとされ、当該改正事項については、改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる施行日に施行することとされている。これを踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号。以下「番号令」という。）第 1 条等について所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

- （1）既に個人番号カードの記載事項とされている旧氏について、その振り仮名についても個人番号カードの記載事項に加えるため、番号令の改正により、所要の規定の整備を行う。
- （2）その他所要の規定の整備を行う。

3 根拠条文

番号法第 2 条第 7 項

4 施行期日等

施行期日：改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

※ただし、改正法附則第 1 条第 3 号に定める規定の施行に伴う改正については、公布日